

防災関連施設の維持管理の手引き

第 1 節 一般事項

1-1 目的

防災関連施設の維持管理については、平常時から点検及び保守作業により、日常は誰もが安心、安全、快適に利用ができるとともに、震災時には、即時に対応できるように努める必要がある。

そのため、「防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン（平成 27 年 9 月修正建設局公園緑地部）」及び「都立公園震災時利用計画（案）」を念頭に、本手引きならびに「維持管理業務の手引き」に基づき、平常時から適正に管理すること。

1-2 適用

- (1) この手引きは、都立公園等の管理者が施行する防災関連施設に関する維持管理業務に適用する。
- (2) この手引きのほか以下の仕様書等を参考とする。

「東京都土木工事標準仕様書」

「東京都建築工事標準仕様書」

「東京都電気設備工事標準仕様書」

「東京都機械設備工事標準仕様書」

「公園維持標準仕様書」

「都立公園の維持管理技術指針」

「維持保全業務標準仕様書」

1-3 適用施設

本手引きで言う防災関連施設とは、「防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン（平成 27 年 9 月修正建設局公園緑地部）」において定められた防災関連施設とする。

1-4 業務

- (1) 速やかな震災時利用を可能とするため、防災関連施設を点検し適切な維持管理を行う。
- (2) 「防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン（平成 27 年 9 月修正建設局公園緑地部）」に基づき、本手引きを基本とする各公園に整備された個別の施設に対応した防災関連施設の維持マニュアルを作成する。

第 2 節 防災関連施設の点検

2-1 点検

防災関連施設の点検は、以下の事項に留意して行う。なお、点検内容およびその点検結果については、月ごとに東京都へ報告すること。

2-2 施設別点検内容

(1) 入口・園路

入口・園路は、活動拠点として自衛隊・消防・警察等の緊急車両出入口及び避難場所として被災者が安全に避難できるための避難入口・動線としての機能を確保する。

【入口・園路】〈月 1 回以上〉

- ① 緊急車両の進入避難時における支障物の確認
- ② 舗装劣化状況
- ③ 可動式車止めの動作確認 錠の開閉点検

(2) 非常用照明（平常時共用型含む）

避難場所の安全確保、一時的避難生活及び救出・救助活動支援を目的とした照明機能の確保。

【非常用照明】

〈月 1 回以上〉

- ① 点灯状態の確認
- ② 照明灯具及びモジュールの汚れ損傷の確認
- ③ 変色の有無を確認
- ④ モニターランプがある場合は蓄電池の運転状態等確認

〈年 2 回以上〉

- ① 点検蓋内部の機器の異常について確認

(3) 非常用トイレ（災害時のみに使用するトイレ）

避難生活の長期化対応及び徒歩帰宅者の支援を目的とするトイレの機能を確保。

【マンホール蓋の外観】〈月 1 回以上〉

- ① 土砂・植物等による被覆の有無を確認
- ② 鋳鉄蓋のヒビ・割れ・変形・錆びの有無を確認

【蓋開閉機能確認】〈年 2 回以上〉

- ① 蓋の開閉確認
- ② 付属品（便座手すり等）の欠損確認

【汚水ピット・直結管等の内部】〈年 2 回以上〉

- ① 土砂の流入・堆積等の有無を確認
- ② その他内部異常の確認

【備品確認】〈年 2 回以上〉

- ① テント数量劣化状態確認（テントは基本的に地元区市が用意するので、テントを備品として管理している公園のみを対象とする）

(4) 非常用井戸（給水設備）

非常用トイレの洗浄水及び洗浄機能を確保する。

【手動式井戸】〈年 2 回以上〉

- ① 固定部のガタツキを確認

- ② 外観等劣化状況確認
- ③ 動作確認
- (5) サイン等情報提供施設（入口表示灯 誘導灯）
被災者に対して公園への円滑な誘導機能を確認する。
【入口表示灯】〈月 1 回以上〉
 - ①点灯確認
 - ② 表示面の劣化・汚れを確認
 - ③ 支柱・基礎部の劣化を確認
- (6) 震災時に利用できるその他の施設
平常時から活用可能な仮設避難施設及び炊き出し用かまどとしての機能を確認する。
【かまどベンチ】〈年 2 回以上〉
 - ① 外観の劣化状況を確認
 - ② かまど内の確認
【パーゴラ（防災用）】〈年 2 回以上〉
 - ①外観の劣化状況を確認
- (7) 非常用発電設備（固定式・低圧）
停電時においても、管理所の機能維持及び来園者の安全を確認する。
【非常用発電設備（固定式・低圧）】
〈月 1 回以上〉
 - ①試験運転、運転状態等の確認及び運転操作・状態確認の習熟
 - ②本体及び固定部分の変形・錆び等の有無を確認
- (8) デジタルサイネージ
平常時の情報発信施設としての活用に加え、震災時等には来園者や避難者に対して、安全確保のために適切な情報提供ができるよう機能確保する。
【屋外型（秋留台公園）】
〈月 1 回以上〉
 - ① 平常時の情報発信が適切に表示されていることを確認
 - ② 表示面の劣化・汚れを確認
 - ③ 支柱・基礎部の劣化を確認
〈年 2 回以上〉
 - ① 専門業者による保守点検（液晶ディスプレイ・スピーカー・回線・チューナー・STB・操作盤・UPS）及び液晶ディスプレイのフィルタ交換を実施
〈年 1 回以上〉※
 - ① 表示内容(コンテンツ)変更操作により、災害に応じた情報提供ができることを確認
※防災訓練時等に操作習熟と合わせて実施

【屋内型（その他の公園）】

〈月1回以上〉※

- ① 平常時の情報発信が適切に表示されていることを確認
- ② 表示面の劣化・汚れを確認

※管理所が狭小なため、平常時は倉庫等に保管している公園を除く

〈年1回以上〉※

- ① テレビ放送受信ができることを確認
- ② 表示内容(コンテンツ)変更操作により、災害に応じた情報提供ができることを確認

※平常時と災害時にサインージ設置位置の変更を伴う公園（管理所が狭小なため、平常時は倉庫等に保管している公園を含む）においては、災害時の利用想定箇所への移動、設置作業も含めて、防災訓練時等に操作習熟と合わせて実施

第3節 防災関連施設の補修・保全

3-1 作業内容

(1) 点検結果への対応

- ① 異常箇所が軽微な場合は、速やかに補修を行う。
- ② 異常箇所が重大な場合は、速やかに都に報告し対応を協議すること。

3-2 平常時維持管理

「都立公園震災時利用計画（案）」に基づき公園別に防災関連施設が持つ震災時の役割をよく理解し、平常時から適正な維持管理を行い、その機能確保に努めること。

3-3 補修内容の記録

防災関連施設について行った維持管理作業や補修内容については、個別の施設ごとに作業内容履歴を残し、東京都からの情報提供依頼に対して速やかに対応できるように整理しておくこと。

3-4 防災訓練の実施

防災訓練等を通じて、防災関連施設の使用方法等について確認するとともに、関係者への周知を図ること。

特に、大規模救出・救助活動拠点のヘリコプター離着陸面及び災害時ヘリコプター緊急離着陸場となる施設については、年に一回以上、ヘリコプターの緊急離着陸場として路盤等整備された範囲を確認し、離着陸帯の表示、周辺障害物の除去、散水、避難者の流入を防ぐための安全確保対策について訓練を行うこと。